

○農林水産省告示第六百二十四号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省令の整備及び経過措置に関する省令（令和七年法務省令第四十五号）の施行に伴い、令和六年農林水産省告示第七百七十六号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて定める基準）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十三日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)

第二条 林業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人
支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項
第八号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手
方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする
。

一〇五 (略)

(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)

第二条 林業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人
支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項
第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手
方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする
。

一〇五 (略)

附 則

(施行期日)

この告示は、令和九年四月一日から適用する。